

JCM REDD+プロジェクト補助事業 概要

～ 平成29年度 公募説明会 ～

平成29年4月20日

事務局：(公財)地球環境センター(GEC)

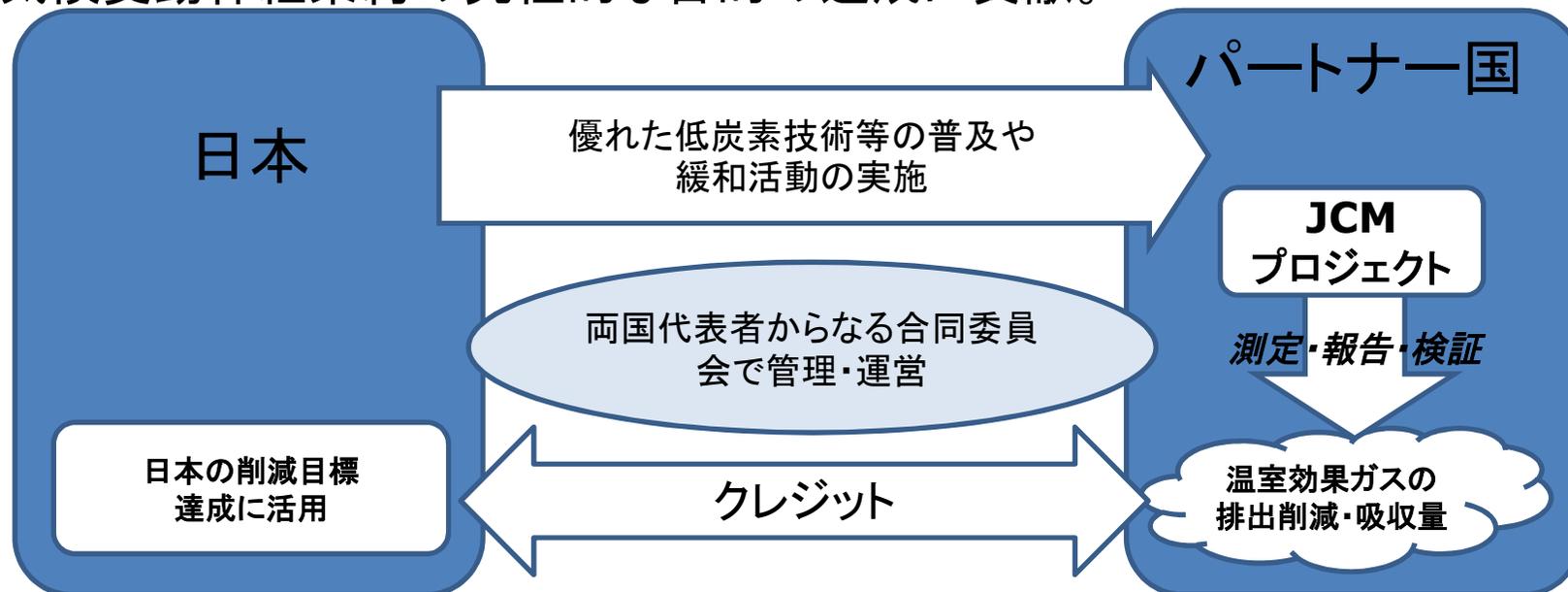


本日の説明内容

- ◆ 二国間クレジット制度(JCM)とは
- ◆ 環境省 平成29年度 REDD+補助事業
- ◆ 事業の目的・要件
- ◆ 事業の概要
- ◆ 事業の対象国
- ◆ 応募の条件
- ◆ 応募方法
- ◆ 審査の実施
- ◆ 採択審査基準
- ◆ 予定スケジュール(目安)

二国間クレジット制度 (JCM) とは

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



二国間クレジット制度を利用したREDD+補助事業



【事業実施の背景】

- 途上国において熱帯雨林の破壊が深刻化
- 2011～14年までに17件のFSを実施

【期待される効果】

- 住民参加による違法伐採監視、災害予防、森林再生
- 代替生計手段の確立



《事業の概要》

【2017年度予算】8,000万円

環境省

定額補助

国際コンソーシアム
(日本の民間団体を含む)

クレジット
納入*

*法令に基づく事業実施国への配分量を除いたものうち、補助対象経費に占める補助金額の割合と1/2を比較して大きい方以上を日本政府に納入

※本事業はJICA技術協力プロジェクト等、他機関との連携も目指す。

※REDD+ (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries): 途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強

目的

REDD+に向けた活動を行うとともに、JCMを通じて日本の削減目標達成に貢献

補助対象者

国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人

補助対象期間・金額

1年間・定額(1件あたり最大8,000万円)

環境省JCM REDD+実証調査(2013~14年度)及び JCM REDD+プロジェクト補助事業(2015-16年度)

- ◇-- REDD+実証調査(REDD+)2013
- ◇-- REDD+実証調査(REDD+)2014
- ◇-- REDD+プロジェクト補助事業2015-16

ラオス:
◇ルアンパバーン県におけるREDD+
◇ルアンパバーン県におけるREDD+

カンボジア:
◇プレイロング地域及びセイマ地域
におけるREDD+

ベトナム:
◇森林管理支援と生計向上によるREDD+と小規模バイオマス発電

インドネシア:
◇情報通信技術を活用したREDD+事業実施の効率化
◇情報通信技術を活用したREDD+事業実施の効率化(継続)
◇ポアレモ県における焼畑耕作の抑制によるREDD+

事業の目的・要件

＜背景＞我が国が提案しているJCMにより、途上国における新たな排出削減事業の発掘と低炭素社会の支援を推し進めるためには、JCMのプロジェクトを着実に実現していくことが重要。

平成26年度まで：JCM REDD+実証調査/JCM FS

JCM を活用してREDD+を行うため、プロジェクトの実施計画・資金計画の立案と当該プロジェクトに適用可能な方法論の開発及び実証を行うこと。

平成27年度から

JCM REDD+プロジェクト補助事業

- ①森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強（REDD+）に向けた活動を行うとともに、JCMを通じて我が国の削減目標達成に貢献すること。
- ②事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与すること。
- ③事業効果として、温室効果ガス吸収・排出回避量を定量的に算定・検証できること。
- ④日本国からの他の補助金を受けていないこと。
- ⑤事業がJCM事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があることと合理的に見込まれること。

事業の概要

JCM REDD+プロジェクト補助事業(平成27年度から開始)	
対象分野	JCM署名国又は署名が見込まれる国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増強(REDD+)
区分	補助事業(環境省より交付決定)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の実施のための詳細設計。 ② 継続的かつ適正なMRV体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入。 ③ クレジット発行に必要な手続き(方法論・PDD・モニタリングレポート作成等)の実施。 ④ 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係者・団体・地方自治体及び周辺住民等(現地関係者)の普及啓発。 ⑤ 森林減少・劣化の要因となる活動を抑制するために必要な森林との共生手段確立にむけた現地関係者への技術移転及び訓練。
予定期間	交付決定日から平成30年3月16日まで
上限額	1件当たり 最大8,000万円(税金は対象外)
対象経費	<p>以下の経費が対象。補助事業で使用されたことを証明できるものに限る。詳細は別表参照のこと。</p> <p>①人件費、及び②業務費(設備費・賃金・共済費・旅費・印刷製本費・通信交通費・雑役務費・委託料・借料及び損料・消耗品費及び備品購入費)</p>

事業の対象国

以下に示すJCMに関する二国間文書に署名している国を優先とします。(平成29年4月3日現在)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、
ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、
カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、
フィリピン

応募の条件

- (1) 次の(a)～(f)のいずれかに該当すること。
 - (a) 民間企業
 - (b) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (d) 学校法人及び国立大学法人
 - (e) 法律により直接設立された法人
 - (f) その他環境大臣が適当と認める者
- (2) 国際コンソーシアム(日本法人と外国法人等により構成され、事業実施を効率的に推進する組織)の代表事業者であること。
- (3) 事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (4) 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (5) 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- (7) 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (8) 事業を自ら行い、かつ、事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者であること。

※2者以上の者が共同で事業実施する場合は、その代表者が一括して応募すること。

応募方法

- **応募書類の提出期限**

平成29年5月19日(金)正午 必着

※持参または郵送(書留等の配達記録が残るものに限る)

※ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は不可

- **応募書類の提出先(事務局)**

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業第一グループ 山本・村山

- **応募に関するご質問**

受付期限:平成29年4月25日(火)午後5時まで

受付方法:電子メールにて、以下アドレスに送信ください

E-mail:red@gec.jp

回答方法:受付終了後1週間程度で、以下事務局ウェブサイトに掲載します。

<http://gec.jp/jcm/jp>

審査の実施

• 審査の方法

➤ 一次審査

事務局による事前書面審査・ヒアリング審査

※必要に応じて、追加資料の提出等を求めることがあります。

※ヒアリング審査は、応募締切後2週間以内を目途に実施します(実施日程は事務局より通知)。ヒアリングを実施しない場合もあります。

➤ 二次審査

一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成する公募審査委員会による書面審査

• 採択要件・審査項目

➤ 採択審査基準に基づく採点を行います。採点結果をもとに、対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、採択案件を決定(内示)します。

• 採択結果の公表

➤ 採択・不採択の結果については、応募団体(提案書に記載のある住所)に文書で通知します。(平成29年6月下旬を予定)。

➤ 合わせて、採択案件の事業名及び団体名を環境省から公表します。

➤ 採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

採択審査基準 概要

A.基礎審査

- ①応募者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ②提案内容が、交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ③JCMを通じて確実な温室効果ガス(GHG)の吸収及び排出回避が期待できるか
- ④補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与するか
- ⑤補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

A.基礎審査
で全ての項目
を満たす

B.評価審査

- | | |
|--|--|
| ①プロジェクト実施体制の確実性
(35点) | (A)申請者の経営健全性及び代表事業者としての事業実施能力(5点)
(B)事業計画(事業スケジュール、実施サイトの決定、許認可取得の確実性を含む)の実現可能性、資金調達の確実性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているかを含む)(20点)
(C)国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び資金負担についての意思決定の状況(10点) |
| ②プロジェクトによるGHGの吸収及び
排出回避 (15点) | (D)GHGの吸収及び排出回避量(10点)
(E)方法論の考え方(5点) |
| ③REDD+プロジェクト補助事業の実施
計画の妥当性
(50点) | (F)提案事業者の経験(30点)
(G)活動による効果(10点)
(H)現地政府・地方自治体における位置づけ(5点)
(I)経費内訳(5点) |

B.評価審査
に進む

審査項目に
基づく採点

対象国等も考慮

採択案件決定

予定スケジュール(目安)

日程	REDD+プロジェクト補助事業
平成29年4月17日(月)	公募開始
平成29年5月19日(金)	応募締切
平成29年5月下旬～6月中旬	一次審査・二次審査実施
平成29年6月下旬	審査結果の通知
平成29年6月下旬	交付申請・事務処理説明会
平成29年6月下旬～7月上旬	交付申請書の提出
平成29年7月中旬～下旬	交付決定・事業の開始
平成29年7月頃 ～平成30年3月	事業の実施 ・月次報告書の提出 ・現地調査報告書の提出
平成30年3月16日	事業の終了
平成30年3月16日～下旬	完了実績報告書の提出
平成30年4月末	環境省による補助金支払
平成30年～32年 毎年4月末迄	プロジェクト実施状況報告書の提出 * JCM事業としてプロジェクト登録された後は不要

ご清聴
ありがとうございました！

<本件窓口>

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業第一グループ

担当：山本 / 村山

E-mail : red@gec.jp

TEL : 03-6801-8860

